

別表第1(第3条、第10条、第16条関係)

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 14・3、14・4又は14・5 に 定める方法
全シアン	検液中に検出されないこ と。	日本産業規格K0102—2 9・3・2若しくは9・3・3 の蒸留操作を行い、9・4、9・5、9・6(ただし、蒸留 操作は装置にて行わない。)若しくは9・7の分析を 行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭 和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁 告示第59号」という。)付表1(蒸留操作は装置にて 行う。)に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこ と。	日本産業規格K0102—4 7・2・1及び7・2・3に定 める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しく はE P Nにあつては日本産業規格K0102—4 7・2・ 1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・ 6に定める方法(ただし、7・2・6に定める方法によ り測定する場合において、7・2・2のクリーンアップ を行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。)
鉛	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 13・2、13・3、13・4又は 13・5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 24・3(24・3・3及び24・3・ 7を除く。)に定める方法
砒素	検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下(埋 立て等を行う場所の土地 利用目的が農用地(田に限 る。銅の項及び別表第3 備考第2号において同 じ。)である場合にあつて は、検液1リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、か つ、試料1キログラムにつ き15 ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格K 0102—3 20・2、20・3、20・4又は20・5に定める 方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染 対策地域の指定要件に係る砒(ひ)素の量の検定の方 法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条 第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこ と。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環 境庁告示第64号付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこ と。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場 所の土地利用目的が農用 地である場合にあつては、 試料1キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の 検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66 号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定 める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・ 1又は5・5に定める方法
クロロエチレン (別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモ ノマー)	検液1リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年 環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10 号」という。)付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエ タン	検液1リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1又は5・ 3・2に定める方法

1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 26・2、26・3又は26・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102—2 5・2及び5・3、5・2及び5・4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合には、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法、5・2(蒸留操作を行う場合には、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。)及び5・5又は5・2及び5・6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 5・2、5・5又は5・6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法

備考 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。